

番 号 : 160582

国 名 : タンザニア

担当部署 : タンザニア事務所

案件名 : 税務行政能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (税務行政分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 税務行政分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年9月下旬から2016年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 0.73M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 7日 現地業務期間 22日 国内作業期間 7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-801 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について) ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月21日 (水) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	税務行政分析
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 補強は認めない。
- (3) 必要予防接種 :

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。

## 6. 業務の背景

（１）タンザニア政府は、2016年6月に第2次国家開発5カ年計画（FYDP2、The Second Five-Year Development Plan）を発表し、その中で2021年には経済成長率を10.5%、一人当たり国内総生産（GDP、Gross Domestic Product）を1,500米ドルに高め、貧困率を16.7%まで削減することを目指している。そのための必要資金額を5年間で107兆タンザニア・シリング、その58.6%に相当する63兆タンザニア・シリングを政府からの拠出で確保することを想定している。近年、政府の歳入は増加しており、2015年度の歳入は2010年度の約2.4倍（13.4兆タンザニア・シリング）となったものの、未だ税収のGDP比は13.5%（2013年度）と十分とは言えない水準である。このような状況を踏まえ、FYDP2では、歳入目標として2020年において税収GDP比17.1%（25.6兆タンザニア・シリング以上）を設定し、そのために付加価値税や物品税などの徴税強化、インフォーマル・セクターへの課税などを通じた課税ベースの拡大や免税・控除の見直しなどに取り組むこととしている。

（２）他方、2016年4月に国際通貨基金（IMF、International Monetary Fund）が実施したタンザニアを対象とした税務行政診断調査（TADAT、Tax Administration Diagnostic Assessment of Tanzania）の結果（注）、電子決済の普及や徴収システムの効率化面の評価は高い一方で、他の項目に関しては全体としてタンザニア歳入庁（TRA、Tanzania Revenue Authority）の税務行政能力の水準が低いこと、そしてタンザニア政府が掲げる税務執行の強化に係る課題が依然として山積している状況が判明している。

（注）税制（tax policy）と税務行政（tax administration）の関係について、前者は日本でいえば財務省主税局、後者は国税庁が担う役割分担となっている。税制とは税金の種類や税率、控除など税金のあり方を企画立案する業務を指し、税務行政とは納税者管理、徴収、税務調査、納税者教育など、如何に税金の制度を執行するかという業務を指す。

（３）我が方においては、2012年より2016年3月まで（注：延長フェーズを含む）、税務研修所（ITA、Institute of Tax Administration）の能力強化を目的とした「税務研修能力強化プロジェクト」を行った。その結果、研修事業の計画・準備プロセスを体系化し、税務研修所講師の研修実施能力を高め、評価手順を強化するなどの成果をあげた。

（４）2015年8月、同国政府は我が国に対し、TRAの税務調査能力及びITAの研修実施能力の更なる強化を目的とした本件「税務行政能力強化プロジェクト」の協力を要請した。わが方においては、終了時評価調査及び延長フェーズ実施を通じて、既述のとおり協力成果の発現を確認する一方で、研修と人事のリンクやより専門的な内容や先端の知見への対応、実務に根差したスキル習得のためのOn-the-Jobトレーニングの制度化など、人材育成について当面している課題への対処の必要性を認識していた。特にTRAは経験ある職員の大量退職の時代を迎えており、On-the-Jobトレーニングが導入されていないことは、若手職員や新たに異動した職員への実務上の知識・ノウハウの継承不足につながりかねず、大量退職によって組織としての実務能力が大幅に低下していく可能性を懸念していた。

（５）このような状況から、JICAは本調査を通じて、タンザニア政府からの協力要請の背景及び内容を確認し、カウンターパート（C/P）機関となるTRA及びITAをはじめとする先方政府関係機関との協議を経て協力計画（案）を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集・分析を行うこととなった。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される当機構所員等と密接な協議・調整をしつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は報告書（案）全体の取りまとめを行う。

なお、今回実施する詳細計画策定調査では、本業務従事者は前プロジェクトである「税務研修能力強化プロジェクト」の終了時評価調査団が取りまとめた調査内容を把握した上で、本業務を実施する。具体的担当事項は次の通りとする。

- (1) 国内準備期間 (2016年9月下旬)
- ア タンザニアにおける税務行政に関する文献レビューを行い、それに基づき、現状及び問題点、政府の取り組みに関する分析を行う。
  - イ 税務行政の専門的な視点から事前調査計画・方針(案)を取り纏める。
  - ウ PDM(案)、PO(案)等及び事業事前評価表(案)の担当分野関連部分を作成する。
  - エ タンザニア政府関係機関(C/P機関等)、他ドナーに対する質問票(案)(英文)の担当分野関連部分を作成する。
  - オ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料と情報の収集・分析を行う。
  - カ 事前調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間 (2016年10月上旬～10月下旬)
- ア JICAタンザニア事務所等との打ち合わせに参加する。
  - イ タンザニア政府関係機関(C/P機関等)との協議及び現地調査に参加する。
  - ウ タンザニア税務行政の現状及び課題、政府の取り組みに関する情報収集・分析を行う。
  - エ 上記ウの結果を踏まえ、案件の方向性について検討し、有るべきプロジェクトコンポーネントの提案を行う。
  - オ プロジェクトのPDM(案)及びPO(案)案の作成作業に税務行政の技術的見地から協力する。また、税務行政の技術的見地から、JICA団員によるR/D(Record of Discussion)(案)及びM/M(案)の作成作業に協力する。
  - カ タンザニア政府関係者(C/P機関等)との協議で合意された内容につき、R/D及びM/Mの取りまとめに協力する。
  - キ 税務行政及び評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表の作成に協力する。
- (3) 帰国後整理期間 (10月下旬～11月上旬)
- ア 事業事前評価表(案)作成に協力する。
  - イ 帰国報告会、国内打ち合わせに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.JICA.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照のこと。留意点は以下の通り。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒日本、もしくは、日本⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドーハ⇒日本を標準とし、季節変動を踏まえ、より経済的、効率的な航路とする。
- (2) 臨時会計役の委嘱  
特になし。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

ア 現地業務日程

現地派遣期間は、現時点では2016年10月9日～10月30日を想定している（注：変更の可能性有り）。

当機構の調査団員は、本業務従事者より数日遅れて本現地調査の後半に参加する予定（2週間程度）。

イ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下の通り。本件はタンザニア事務所主管で実施。

- ① 総括（JICA）
- ② 税務行政（国税庁）\*未定
- ③ 公共財政管理（JICA）
- ④ 税務行政分析（コンサルタント）
- ⑤ 評価分析（コンサルタント）
- ⑥ 協力企画（JICA）

（注）団員間の役割分担は以下のとおり。

「税務行政」（国税庁）：今後の専門家派遣、本邦研修の可能性等の観点から関与。

「公共財政管理」（JICA）：JICAの技術協力実務の観点から、プロジェクトの計画立案上のノウハウを補完する。

「税務行政分析」（コンサルタント）：税務行政の観点から、幅広く情報収集・分析。

「評価分析」（コンサルタント）：プロジェクトのPDM、Plan of Operation作成等に関与。

ウ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下の通り。

- ① 空港送迎  
あり
- ② 宿舎手配  
あり
- ③ 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- ④ 通訳備上  
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ  
当機構にてアレンジ
- ⑥ 執務スペースの提供  
なし

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されている。

ア 税務研修能力強化プロジェクト業務完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12230363.pdf>

イ 税務研修能力強化プロジェクト業務完了報告書 第4年次

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12253365.pdf>

ウ 税務行政キャパシティ診断マトリックス

[http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/c8136122d3dd006c49257d580012b35a/\\$FILE/%E3%80%90%E4%BB%98%E5%B1%9E%E8%B3%87%E6%96%991-2%E3%80%91%EF%BC%88%E5%92%8C%EF%BC%89.pdf](http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/c8136122d3dd006c49257d580012b35a/$FILE/%E3%80%90%E4%BB%98%E5%B1%9E%E8%B3%87%E6%96%991-2%E3%80%91%EF%BC%88%E5%92%8C%EF%BC%89.pdf)

エ 本プロジェクトで実施する技術協力活動にあたっては、下記のハンドブックとポジションペーパー、行動規範を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握した上で、中長期的な視点の下、先方C/Pの能力向上支援に係る案件設計作業を行うこととする。

- ① PFMハンドブック「途上国の公共財政管理（PFM）を見る目」（平成26年2月）

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/8e6942773b36ee7a49257cc200117ad1?OpenDocument>

② JICA 公共財政管理（PFM）ポジションペーパー（平成26年4月）

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/%E5%85%AC%E5%85%B1%E8%B2%A1%E6%94%BF%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9D%E3%82%B8%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%91%E3%83%BC.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/%E5%85%AC%E5%85%B1%E8%B2%A1%E6%94%BF%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9D%E3%82%B8%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%91%E3%83%BC.pdf)

③ 公共財政管理（PFM）分野におけるJICA技術協力の効果的な実施ための行動規範（平成27年3月）

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84\\_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf)

(3) その他

- ア 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- イ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ウ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上